

平成 27 年度冬季感染症対策期間の具体的対応について

○ 実施期間：平成 27 年 11 月 1 日 ～ 平成 28 年 3 月 31 日

○ 対象者及び実施事項

職員

- ・ 手洗いの励行（グリッターバッグでのチェック含む）及びマスク着用をお願いします。
- ・ 体温測定【37℃以上の熱があった場合には出勤の可否を看護師に相談してください】
- ・ 出勤前に体調が悪い場合は施設に連絡し出勤の可否を相談してください。

家族

- ・ マスクの着用、手指消毒の励行をお願いします。
- ・ 窓口での体温測定【37℃以上の熱があった場合、看護師と相談して面会をお断りすることもあります】
- ・ 可能であれば自宅で計測し来訪をお願いします。
- ・ 面会場所は居室に限定し、多数の入居者が集まるところは避けて頂きます。子どもをお連れのご家族様は EV ホールや地域交流室で面会をお願いします。

業者及び見学者（入職・入所希望者等）

- ・ マスク着用・手指消毒を行っていただきます。
- ・ 窓口での体温測定【37℃以上の熱があった場合、看護師と相談して入所をお断りすることもあります】

○ 期間中の対応

- ・ 食べ物の差し入れはなるべく避けてください。（個別包装のもので、生ものでなければ可能です）

○ ボランティア・実習生の受け入れについて

- ・ ボランティア・実習生は職員と同じレベルの対応で受け入れを行います。可能であれば事前に連絡を行い、ご自身及びご家族に体調不良者がいないか確認します。
- ・ 窓口での検温及び問診票による聞き取りによる体調確認（本人と家族）マスク着用、手指の消毒を徹底します。
- ・ ボランティアおよび実習をスタートしても咳等の異常があればその場で終了していただきます。

○ 感染症発症による面会謝絶

- ・ ノロウイルス、インフルエンザ等の発症はフロアごとに面会謝絶にします。家族への面会中止及び解除の連絡は事務職員で行います。

○ 清掃について

- ・ 感染症対策期間中は酸性水で手すり、EV、ドアノブ、リモコン等手を触れる場所を清掃します。（酸性水は毎日交換しています。）利用者トイレ・職員トイレの使用後は毎回、次亜塩素酸ナトリウムで消毒します。
*但しノロウイルス発症した場合、症状が治まってから 1 か月は次亜塩素酸ナトリウム使用の清掃に切り替え蔓延防止措置をとります。

○ 吐物等の処理について

- ・ 感染症対策委員会の伝達研修で行った通り次亜塩素酸ナトリウムを用いて行います。

以上